

新型コロナウイルス感染症や緊急事態宣言に関するお知らせ

奈良県司法書士会は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき発出されました緊急事態宣言により、下記のとおり安全対策を講じることといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解ご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

【事務局について】

- 開局時間を午前10時00分から午後4時00分とさせていただきます。
- 事務局職員の勤務時間の抑制、交代勤務等により、通常よりも少人数でのご対応となります。
- 周辺状況の急な変化等があった場合、予告なく事務局を閉鎖する可能性もございます。

【当番相談会について】

- 電話によるご相談のみとさせていただきます。
- 当日のご来館によるご相談等には対応できません。

【ご来館者について】

- 原則として、会館への立ち入りについては、関係者のみとさせていただきます。
- 郵便物・配送物等の配達については、通常どおり対応させていただきます。
- 上記以外のご来館希望の方は、事前に、お電話（0742-22-6677）にてご予約いただき、必要至急のご用件のみご対応させていただきます。